

2 (2) 潮来市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布されたため。

2 改正内容

出産育児一時金の支給額について、現行の「40万8千円」を「48万8千円」とする。

※ 潮来市国民健康保険条例施行規則（以下「規則」という。）第42条第1項に規定する1万2千円の加算を出産育児一時金に加えると50万円となる。

3 施行期日

令和5年4月1日

[参考]

※1 規則第42条第1項に規定する1万2千円の加算とは
産科医療補償制度に係る保険料（掛金）分

※2 産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度